

定款、業務規程及び送配電等業務指針 変更案の概要について

2026年4月8日

電力広域的運営推進機関

- 国の審議会の議論等に適切に対応するため、定款、業務規程及び送配電等業務指針を変更する。
- 主な変更のポイントは以下のとおり。変更の背景・内容などについては、次頁以降のスライドにて説明。
 1. 地内システムの運用容量の拡大に関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）
 - ・ 地内システムにおける緊急的な運用容量拡大スキームの導入に伴う変更
 - ・ 2026年8月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行
 2. 長期脱炭素電源オークションに関する規定の変更（業務規程）
 - ・ 長期脱炭素電源オークションへのCCS付火力電源の対象追加に伴う変更
 - ・ 2026年8月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行
 3. その他規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）
 - ・ 需給調整市場向けの連系線利用枠拡大の運用開始に伴う変更等
 - ・ 2026年8月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行※
※業務規程第2条、第130条及び送配電等業務指針第266条の規定を除く。

1. 地内系統の運用容量の拡大に関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）
 - 地内系統における緊急的な運用容量拡大スキームの導入に伴う変更

需給状況を改善するためのエリア間の電力融通（エリア間補正融通※¹）に関して、連系線の空容量に余裕があっても、地内系統の混雑の影響により、当該連系線を通じた融通量に制約が生じた事象がすでに発生している。今後、需給バランスの状況は、電源のノンファーム型接続の導入拡大等に伴い、地内系統の混雑の影響が全国で拡大する可能性が報告されている※²。

※¹ 本機関が、エリア予備率3%未満の見通しのエリアへ、それ以外のエリアから必要な電気を供給するよう指示することで、受電エリアの需給バランスを確保する措置。

※² 第86回 広域系統整備委員会（2025年1月15日）。



これら状況を踏まえ、本機関の委員会※³において、エリア外から電力融通を受けるとき、一般送配電事業者の地内の基幹系統の混雑の発生により、電力融通量に制限が生じ、エリアの一部で安定供給に支障が生じるおそれがあるときは、一般送配電事業者の地内の基幹系統の運用容量※⁴を緊急的に拡大することについて、本機関が承認することができると整理した。

※³ 第9回 将来の運用容量等の在り方に関する作業会（2025年12月5日）。

※⁴ 一般送配電事業者のエリア内の最上位電圧から2階級（一般送配電事業者のエリア内の最上位電圧が250キロボルト未満のときは最上位電圧）の送電線の運用容量。なお、本機関は、連系線については、運用容量を算出・公表し、潮流管理を行っており、地内の基幹系統については、それを管理・運用する一般送配電事業者が設定する運用容量の値などを取りまとめ、公表している。



これに対応するため、一般送配電事業者の地内の基幹系統の運用容量の拡大に関する規定を追加する。

[変更内容]

- 一般送配電事業者が、本機関の指示に基づき連系線を介した融通を受けるに当たって、一般送配電事業者の地内の基幹系統の運用容量を拡大すること※について、本機関が承認することができることを規定。

※ 広域予備率に基づく追加供給力対策や連系線のマージン使用を先に行い、それでも不足する場合に地内の基幹系統の運用容量の緊急拡大を行う。なお、連系線の運用容量拡大と地内の基幹系統の運用容量拡大との優先順位は拡大の必要量や制約要因等を踏まえて都度判断する。

【業務規程第113条、第117条】<変更>

【送配電等業務指針第208条の2】<変更>

まとめと今後の予定

53

- 今回、**地内系統に緊急拡大スキームを適用する場合の論点**について検討した。
- 検討結果をもとに、今後必要となる**業務規程の見直し等を進めていく**とともに、**地内系統の緊急拡大を実施する際のフロー等について、一般送配電事業者と連携のうえ、検討等を進めていく**こととしたい。

項目	各論点と検討結果
適用基準	【限界潮流超過時に故障発生した際の影響範囲（リスク）および適用基準の考え方】 地域間連系線と同様の考え方（影響が広範囲の場合、故障発生確率が低ければ条件付きで拡大可能等）としてはどうか
適用系統	【地内系統の適用範囲（電圧階級）】 需給ひっ迫時にエリア間補正融通を制限し得る基幹系統を適用系統としてはどうか。
拡大スキーム	【需給ひっ迫時の追加供給力対策の優先順位】 連系線のマージン使用・緊急拡大と同様、広範囲の停電が発生するリスクがあることから、広域予備率に基づき、実施可能な8%未満・5%未満の追加供給力対策を実施のうえで、地内系統の緊急拡大を実施することとしてはどうか 【SCEDを活用した緊急的な運用容量の拡大スキーム】 SCED機能による運用容量（熱容量制約）の拡大については、考えられるリスク等を踏まえて今後検討する
承認者	【判断主体】 エリア間補正融通など、広域的な対応をすべて講じたうえでの運用容量拡大判断となることから、現行の地域間連系線と同様に広域機関で承認を行うこととしてはどうか。
情報公表	【情報公表者・項目】 承認者（広域機関）がHP上に現行の地域間連系線と同様の情報を公表することとしてはどうか
事後検証	【事後検証者・項目】 連系線同様、広域機関が事後検証を行うこととしてはどうか。（広域的な対応をすべて講じたうえでの運用容量拡大判断であること、あらかじめ定める適用基準を満足していること等を検証する）

2. 長期脱炭素電源オークションに関する規定の変更（業務規程）

- 長期脱炭素電源オークションへのCCS付火力電源の対象追加に伴う変更

2023年度から開始された長期脱炭素電源オークションについては、2025年2月18日に閣議決定された第7次エネルギー基本計画を踏まえ、脱炭素電源への投資環境整備として、第3回入札に向けた制度※1の見直し等を検討してきたところ。

※1 第3回の長期脱炭素電源オークション（応札年度：2025年度）は2026年2月に終了。制度適用期間は、2027年度以降。



国の審議会※2において、既設火力電源のうちCCS ※3付火力電源への改修分※4を第3回入札での対象に追加し、発電に伴って発生した年間のCO2貯蔵率に対してリクワイアメント※5を課すことを整理。

※2 第100回 制度検討作業部会（2025年2月26日）。

※3 発電所から排出される二酸化炭素を回収し、貯蔵する措置（「Carbon dioxide Capture and Storage」の略）。

※4 既設のLNG火力電源及び石炭火力電源が対象。既設のバイオマス火力電源及び石油火力電源については、対象案件が現時点で想定されないことを踏まえて対象外。

※5 二酸化炭素の貯蔵率を容量確保契約に定められた一定の比率（年間7割）以上にすることを求めるもの。



これに対応するため、長期脱炭素電源オークションに関する規定を変更する。

[変更内容]

- 長期脱炭素電源オークションの入札電源の対象に、CCS付火力電源が追加されたことを踏まえ、発電に伴って発生した年間のCO₂貯蔵率に対してリクワイアメントを課すことが整理されたことから、本機関が、容量確保契約の定めるところにより、容量提供事業者に対するアセスメントを実施することについて規定を追加。

【業務規程第32条の34】<変更>

<CCS付火力> 第3回入札での対象への追加

- 第3回入札では、既設火力をCCS付火力に改修することを検討中の事業者も存在することから、「既設改修案件」を対象とする方向で、具体的な制度の中身について検討していくこととしてはどうか。
- なお、新設・リプレース案件については、引き続き応札案件が想定されず、リクワイアメント等を検討することが困難であることから、第3回入札でも対象外とし、将来の検討課題としてはどうか。
- また、既設バイオマス火力をCCS付火力に改修する案件 (BECCS)については、バイオマス部分のkWは基本的にFITによる支援を受けており、本制度を活用しようとする案件は現時点では想定されないことを踏まえ、当面の間、本制度では対象外とし、本制度における優先順位としては、まずは石炭・LNG部分のkW※をCCS化していくことを優先することとしてはどうか。

※ 石油火力も案件が想定されないため、現時点では対象外としてはどうか。

	新設・リプレース	既設の改修
LNG	対象外	対象
石炭	対象外	対象
バイオマス	対象外	対象外
石油	対象外	対象外

<CCS付火力> 年間CO2貯蔵率リクワイアメント

- CCS付火力がCO2を排出しない電源（脱炭素電源）として評価されるためには、発電に伴って発生したCO2排出量を実際に貯蔵することが必要であり、発電事業者がトレーサビリティ含めて貯蔵に責任を持つことを担保するため、**年間のCO2貯蔵率に対してリクワイアメントを課す**こととしてはどうか。
- ただし、起動停止中はCCSを行うことが困難であることや、貯留地ポテンシャル及びバリューチェーンが限定的である黎明期においては、貯留地開発状況等がCO2貯蔵率の制約になり得る。
- このため、（水素・アンモニアと同様に、）**対象kWから生じるCO2発生量のうち、年間で7割以上は実際にCO2を貯蔵まで行うことを求め、これを下回る場合は容量確保契約金額について1・2割の減額**を行うペナルティを設定してはどうか。

$$\text{年間CO2貯蔵率}^{\ast 1} = \frac{\text{実際に貯蔵}^{\ast 2}\text{されたCO2貯蔵量}^{\ast 3}}{\text{応札容量の発電に伴って排出したCO2排出量}^{\ast 4}}$$

※1 年間CO2貯蔵率の定義は、将来的に高度化法やGX-ETSにおける扱いが整理・変更された場合には、整合性を図るために、過去の落札案件にも遡及的に適用する可能性がある。（例：CO2の分離回収・輸送・貯留のCCS過程に発生するCO2の扱い等）ただしその場合には、求める年間CO2貯蔵率を変更することも含めて検討する。

※2 貯蔵とは、CO2を地中に貯留する方法や、コンクリート製造時にCO2を固定化する方法が挙げられる。

※3 CO2の分離回収に使用する蒸気を発生させるために排出するCO2は含まない。

※4 電気のエネルギー源としての化石燃料の利用に伴って発生するCO2に限る。

（所内率分の発電に伴って発生するCO2や、CO2の分離回収に使用する蒸気を発生させるために排出するCO2は含まない。）

減額割合	年間CO2貯蔵率
1割	35% ≤ X < 70%
2割	0% ≤ X < 35%

3. その他規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）

- 需給調整市場向けの連系線利用枠拡大の運用開始に伴う変更等

[変更内容]

- 本機関の委員会において、需給調整市場における ΔkW 取引に使用できる連系線利用枠について、反対方向の計画潮流を考慮することで、連系線利用枠を拡大できると整理されたことを踏まえた改正※。

※ マージンの値は運用容量の値を超えないことが原則であるが、反対方向の計画潮流を考慮し拡大された連系線利用枠を利用して需給調整市場で調整力（ ΔkWh ）を調達した場合、実需給における当該調整力の運用等のために確保しておくマージンの値が運用容量の値を超えることを許容するもの。

【業務規程第2条、第130条】<変更>

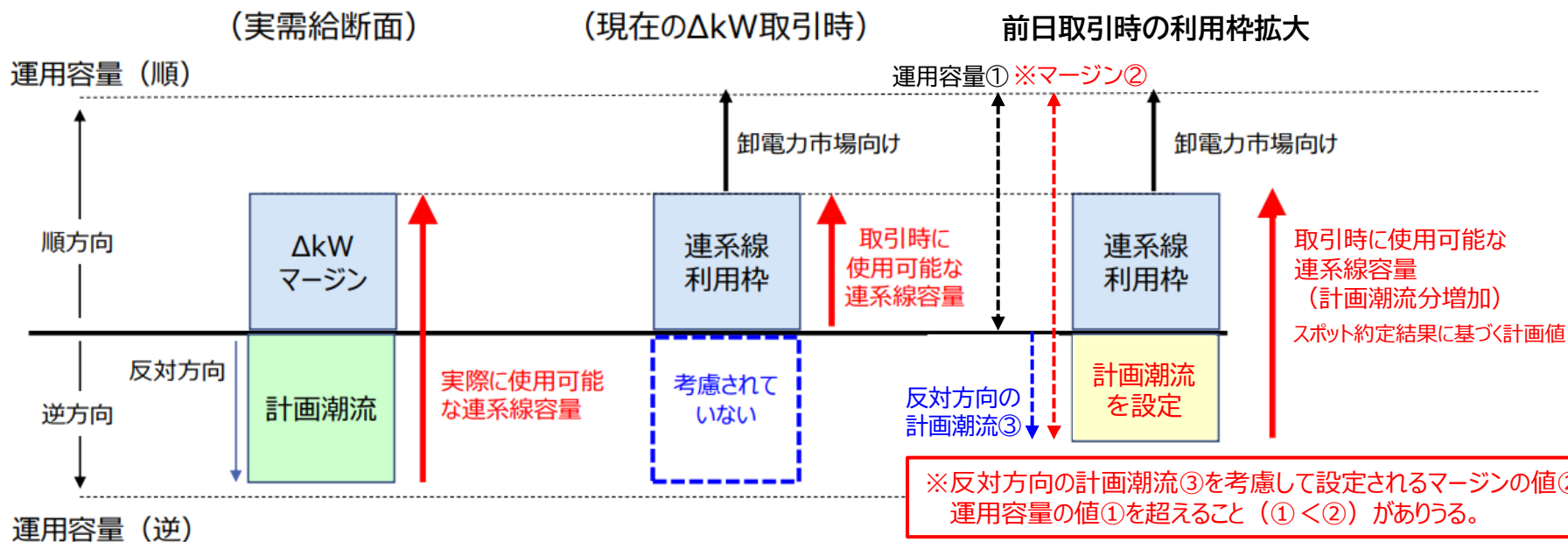
連系線利用枠の拡大方法について

週間取引 一次～三次①	前日取引 三次②
----------------	-------------

49

- 現在、連系線利用枠はマージンとして扱うことから、運用容量の範囲内で設定されている。需給調整市場においては、その範囲内で取引が行われている。
- 一方、想定される潮流が ΔkW の約定の方向と反対方向の場合、実際に使用できる連系線容量については大きくなるとも考えられるところ。
- 現在の ΔkW 取引においては、この想定潮流が加味されていないことから、需給調整市場の取引時に一定量の想定潮流を設定することで、連系線利用枠を拡大する方法について検討を行った。

順方向の取引を想定した場合のイメージ



[変更内容]

- 国の審議会での整理を踏まえ、系統アクセス業務のうち契約申込みのプロセスにおいて、事業用地における使用権原を証する書類を提出※することを要件として追加。

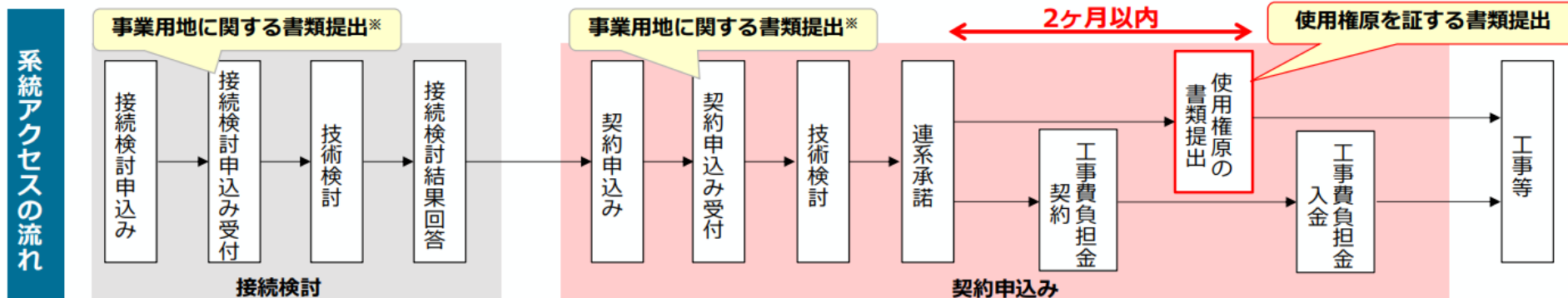
※ FIT／FIP制度を利用する電源（FIT／FIP電源）については、同制度で既に使用権原を証する書類の提出が求められていることから、当該電源を除く発電設備等（系統用蓄電池を含む。）が対象。

【送配電等業務指針第97条、第105条】<変更>

【送配電等業務指針附則第2条】<新設>

② 契約申込みにおける事業用地の使用権原の提出の要件化

- 第5回次世代電力系統ワーキング（2025年11月14日）において、契約申込みのプロセスにおいて、事業用地における使用権原を証する書類の提出を系統接続に係る契約の要件とすることとした。
- 提出のタイミングについて、契約申込み時等に用地の交渉を行いつつ、連系承諾以降に土地を取得することが多い実態を踏まえると、連系承諾から2ヶ月以内に使用権原を証する書類（土地の登記簿謄本、賃貸借契約書の写し等）の提出を求めることとしてはどうか。その上で、期限内に使用権原を証する書類が提出されない場合は、連系予約を取り消すこととしてはどうか。
- また、FIT/FIP制度を利用する電源については、同制度で既に使用権原を証する書類の提出が求められていることから、系統アクセス手続きにおける本要件の対象電源を非FIT/非FIP電源※とすることとしてはどうか。
※FIT/FIP制度を利用予定だった電源において、利用を取りやめた場合には速やかに書類を提出することとする。また、要件逃れの為に虚偽の申請を行った場合においても、連系予約を取り消すこととする。
- なお、FIT/FIP制度において、例えば、環境影響評価（アセス）が必要となる電源については、土地の使用権原の取得に長期を要するため、書類が揃わない場合、認定日の翌日から起算して3年が計画した日を提出期限とするといった対応が行われているところ、本要件化においても合理的な理由が認められる場合に限り提出期限を延長するといった対応を行うこととしてはどうか。



※事業用地に関する書類提出のタイミングでは、使用権原の取得は求めない。

[変更内容]

- 国の審議会において、系統アクセス業務のうち系統用蓄電池※¹の接続検討について、同一の系統連系希望者からの接続検討の申込み（接続検討の回答を行っていないものに限る。）の件数に対して、申込みの上限※²を設定することが整理されたことを踏まえて、規定を追加。

※1 蓄電設備のうち、送電系統に接続するものをいう。ただし、その他発電設備又は需要設備と併設する蓄電設備においては、設備容量等を踏まえて、一般送配電事業者等が認めるものが対象。

※2 申込みの上限は、系統用蓄電池について各エリアの過去年度（接続検討が急増する以前の前年度）における一事業者当たりの3か月間での接続検討受付件数の実績の「平均値 + 2σ」もしくは「最低値である5件」のいずれか高い方として各一般送配電事業者等が設定・公表すると整理された。

【業務規程第71条の2】<新設>

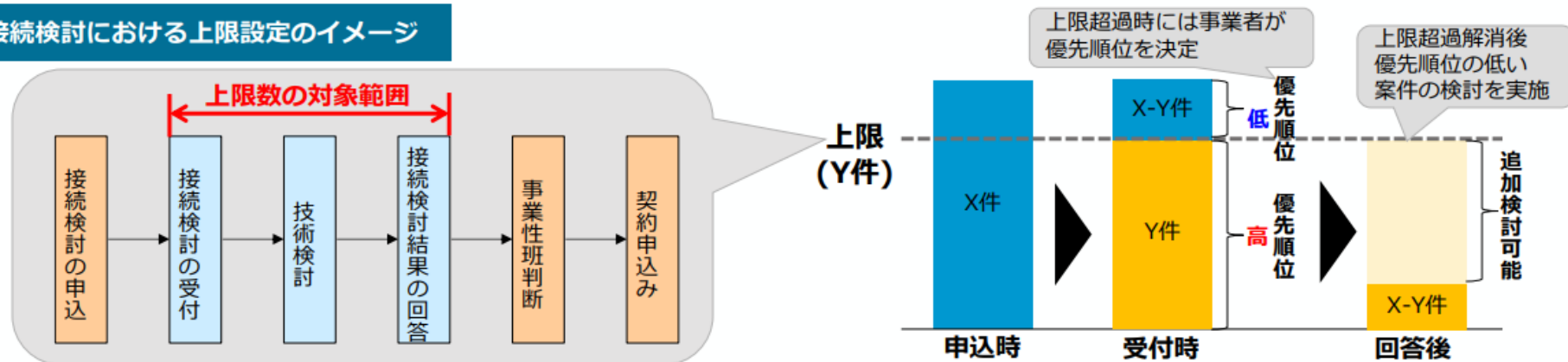
【送配電等業務指針第81条の2】<新設>

(参考) 接続検討数の上限設定

(出所) 第4回次世代電力系統ワーキンググループ (2025年9月24日) 資料4より一部修正

- 急増する接続検討について分析を行ったところ、一事業者が、短期間に100件以上の接続検討申込みを同一の一般送配電事業者に対して行っている事例等が複数見受けられた。多数の接続検討申込みが行われることにより、一般送配電事業者による受付等に時間を要し、系統用蓄電池の系統アクセス手続きの長期化につながっている。
- 一事業者の接続検討申込みに対して、一般送配電事業者が行う接続検討 (下図中、赤線で示す接続検討の受付～接続検討結果の回答の範囲)の期間における案件数に上限を設定することとしてはどうか。その上で、事業者が接続検討数の上限を超える申込みを行った場合、案件の優先順位が高いものから、上限の範囲内で接続検討を実施することとしてはどうか。
※各一般送配電事業における上限の設定であり、全国における上限でないことに留意。
- こうした取組を行い、一度に多数の申込みを行う事業者の申込み件数に制限を設けることで、全ての事業者が、より迅速に接続検討の機会を得ることを可能とすることが必要ではないか。
- 本取組については、可能な限り早期の実現に向け、具体的な上限数や一事業者の定義について、更なる検討を進めることとしてはどうか。

接続検討における上限設定のイメージ



[変更内容]

- スイッチング支援対象業務について、FIT制度の見直しにより2017年から開始された送配電買取分については、2027年4月以降に買取期間が満了となるため、低圧FIT電源のFIT卒業に伴う大量のスイッチング（1年間で約10万件）の申込みが想定される。このため、スイッチング支援システムを利用した手続きができるように、規定を見直す。

【送配電等業務指針第266条】<変更>

【買取期間満了に伴い実施する業務のシステム対応状況】

現 行	買取期間中	買取期間満了後	スイッチング支援（システム対応）
	低圧FIT電源（小売買取分）	→ 低圧FIT卒業電源	対象※1
	低圧FIT電源（送配買取分）	→ 低圧FIT卒業電源	対象外※2

※1 2009年から開始された小売買取分については、買取期間満了が始まった2019年にスイッチング支援システムの対象に追加。

※2 2017年から開始された送配買取分については、スイッチング支援システムの対象外（2027年4月以降に買取期間が満了）。



変 更 後	買取期間中	買取期間満了後	スイッチング支援（システム対応）
	低圧FIT電源（小売買取分）	→ 低圧FIT卒業電源	対象※1
	低圧FIT電源（送配買取分）	→ 低圧FIT卒業電源	対象

【買取期間満了に伴い実施する業務の内容】

分類（買取先別）	業務内容
低圧FIT電源の小売買取期間満了以降	現小売電気事業者から新小売電気事業者へ契約変更（スイッチング）
低圧FIT電源の送配買取期間満了時	送配電事業者から新小売電気事業者へ契約変更（再点※3）

※3 再点とは、受電地点において、小売電気事業者との新たな供給契約により、接続供給（託送供給）を開始すること。
 なお、送配買取の廃止のみで小売電気事業者のスイッチングを伴わない場合の処理は、本機関が運用するスイッチング支援システムではなく、一般送配電事業者側のシステムにて行う。

[変更内容]

- 本機関は、容量市場における経済的ペナルティの未払い事業者が催告に応じないときは、事業者の名称を公表するとともに経済産業大臣に報告することを明記※1・※2。

※1 業務規程第32条の41第4項の現行規定により「本機関は、ペナルティ対象事業者に対してペナルティを科した後、必要に応じて、当該ペナルティ対象事業者の名称を公表することができる。」とされているが、ペナルティを科されたことに関する事業者の名称公表の扱いとは区別して明確化し、別途、経済的ペナルティの未払い事業者に対しては公表することに加えて、経済産業大臣に報告することを明記するもの。なお、経済的ペナルティの未払い事業者への対応は、容量拋出金の未払い事業者に対する規定に準じる。

※2 2025年11月、経済的ペナルティの未払いを行い、催告に応じない発電事業者1社に対し、本機関として業務規程第179条第1項に基づく勧告等を実施した（公表済）。

【業務規程第32条の41の2】<新設>

- その他記載の適正化（字句修正等）。

【定款第12条※3、第56条の4】<変更> ※3 第64条（規程等）との平仄、「規程」→「規程等」に変更。

【業務規程第32条の43、第67条、第68条、第68条の2、第72条、第116条
第133条、第153条】<変更>

【送配電等業務指針第88条、第97条、第208条、第208条の3】<変更>